

コミュニティバスの臨時運行に係る証明書について

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる  
協議が調っていることの証明書（案）

二宮町地域公共交通活性化協議会において、平成 30 年 6 月 14 日に、下記事項に関し、  
協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運行系統又は営業区域

- ・変更なし

2. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

- ・変更なし

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件

変更前

運行期間 平日のみ運行

変更後

運行期間 土日祝祭日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く平日のみ運行  
ただし、平成 30 年 10 月 7 日（日）、平成 31 年 2 月 9 日（土）、10 日（日）、  
11 日（月・祝）は運行

平成 30 年 6 月 日

二宮町地域公共交通活性化協議会

会長 大森 宣暁